

12 雇用・労働関係

ア 円滑な労働移動を可能とする規制改革

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
自発的なキャリア・アップの支援 (厚生労働省)	民間活力を最大限活用した就職カウンセリング、マッチング・サービスの充実とともに、自発的なキャリア・アップの支援を図る必要があること等の点に留意しつつ、引き続き、必要な措置を講ずる。	重点・労働(2)	引き続き措置		

イ 就労形態の多様化を可能とする規制改革

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
紹介予定派遣以外の労働者派遣における事前面接の解禁 (厚生労働省)	ミスマッチから生じる中途解約等の問題の発生を未然に防止するためにも、紹介予定派遣以外の派遣における事前面接の解禁のための条件整備等について、引き続き検討を行う。	重点・労働(1) 〔計画・雇用イ〕	検討		
派遣労働者に対する雇用契約申込み義務の見直し (厚生労働省)	改正労働者派遣法の施行状況等を踏まえ、引き続き検討を行う。	重点・労働(1) 〔計画・雇用イ〕	検討		

ウ 新しい労働者像に応じた制度改革

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
労働契約法制の整備 (厚生労働省)	労働契約法制は、民法の特別法として、契約当事者である労使双方の意思(労使自治)を可能な限り尊重する必要があること等の点に留意し、労働政策審議会において検討を行ったところであり、その取りまとめ結果に基づき、所要の措置を講ずる。	計画・雇用ウ	措置		

エ 就労の促進・再チャレンジの支援

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
理・美容師資格の中卒者の取得要件の見直し (厚生労働省)	a 理容師・美容師資格の取得にあたり、理・美容師養成施設にて、中学校卒業者に対して追加的に課されている講習課程を法改正の趣旨を踏まえて必要なものに限定する観点から見直しを検討する。	重点・雇用(1)	19年未 までに 結論		
	b 理・美容師資格は、現在でも中学校卒業者が取得可能であることについて、資格取得による再チャレンジを促進する観点から、これを周知する。		19年未 までに 結論		
国家公務員の採用年齢等の見直し 【人事院】 (内閣官房、総務省) 【人事院】	a 再チャレンジを支援する観点から、人事院において、国家公務員試験の受験年齢上限を引き上げるための検討を平成19年末までに行うよう、要請する。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	重点・雇用(2)	19年未 までに 検討		
	b 国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)につき、初年度の応募状況、採用結果等を踏まえ、平成20年度以降の実施に向けて、採用職種、採用人数、受験年齢等につき見直しを行う。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)		結論	平成20 年度実 施の試 験より 措置	

オ その他

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
労働基準監督署への届出書類の一括届出化 (厚生労働省)	預金管理状況報告の本社一括届出については、事業場単位での届出に係る労働基準関係法令の考え方の整理もしつつ検討し、早期に措置する。	別表3 - 5	措置		